

# 山口県地球温暖化対策実行計画（第2次計画）（素案） に対するパブリック・コメントの実施結果

## 1 公表した資料

山口県地球温暖化対策実行計画（第2次計画）（素案）

## 2 提出いただいた意見とそれに対する県の考え方

- (1) 意見募集期間 令和2年12月14日～令和3年1月13日
- (2) 意見の件数 3名 42件
- (3) 意見の内容

### 【第1章 計画策定の背景と目的】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	表 1-7 令和2年12月、経済産業省が中心となり、関係省庁と連携して「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定し、成長戦略会議で報告された。この成長戦略に係る記述がないが、表 1-7 の「国内の動向」等に追記してはいかがか。	御意見を踏まえ、表中の記載の修正を実施しました。

### 【第2章 地域特性】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
2	図 2-1 山口県の地形 秋吉台は秋吉台国定公園ではないか。	御意見を踏まえ、図中の記載の修正を実施しました。
3	3 土地利用 「本県の土地利用区分」の記述があるが、県地図上区分表示図があればより分かりやすいと感じる。	いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。

### 【第3章 温室効果ガス排出量等の状況と課題】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
4	「図 3-17 家庭部門のエネルギー種別 CO2 排出構成」…家庭部門全体で電力が 83% 「図 3-19 家庭全体からの用途別 CO2 排出量(山口県)」…世帯単位で自家用車が 37% 上記2図の内容に整合性が無いように感じる。 算出方法等によるもの（自家用車は運輸部門扱い等）であれば、その旨説明が必要と感じる。	御意見を踏まえ、本文中の表現の修正を実施しました。

【第4章 温室効果ガス排出量の削減目標等】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
5	<p>「国の地球温暖化対策計画と連携した取組」の記載について、県の削減目標（17.8%減）と国の削減目標（26%減）の関係が分かりにくい。</p> <p>地球温暖化対策計画と連携した取組 →「地球温暖化対策計画に対応した取組」とすべきではないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、本文中の表現の修正を実施しました。</p>
6	<p>（参考）国の目標を山口県に対応させた場合の排出量の試算について</p> <p>「こうしたことから、新たに設定する削減目標（17.8%減）は国の削減目標（26%減）と連動したものとなっている。」などの追記が必要ではないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、本文中の表現の修正を実施しました。</p>
7	<p>表 4-2 と表 4-4 を見比べると、「各部門・分野における県の削減目標量」は「国の削減目標率」×「県の基準年度（2013 年度）排出量」とほぼ等しい、と認識している。</p> <p>県独自に特定分野で国の目標以上の目標設定を行えないか。当計画設定後個別施策作成時でも構わないと思うので御検討宜しく御願う。</p>	<p>県の削減目標量については、山口県環境審議会や県議会での御意見を踏まえながら決定しています。</p> <p>いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
8	<p>表 4-3 各部門の温室効果ガス削減量・吸収量の見込み</p> <p>各部門の主な対策を掲げているが、当対策に対する具体的な数値目標は P40 の「第3節 再生可能エネルギーの導入目標」のみであり、それ以外の個々施策（緩和策）を第5章に明示/列記し、「具体的な行動の実践」のために P48 で取組指標を提示している、と認識。</p> <p>可能な範囲で、個々案件についても P40 と同様の「導入目標」を設定すべきと考える。当計画設定後個別施策作成時でも構わないと思うので御検討宜しく願う。</p>	<p>各部門については、施策体系により全体を網羅した内容になっていますが、これらを着実に進めるため、6つの「重点プロジェクト」と各プロジェクトの進捗管理のための評価指標を設定し、施策を進めることとしています。</p>
9	<p>表 4-3 「導入目標」</p> <p>再エネ種類ごとの目標値設定は出来ないか。</p> <p>表記追加を御検討宜しく願う。</p>	<p>導入目標については、これまでの導入状況等を勘案し、山口県環境審議会や県議会での御意見を踏まえながら決定しています。</p>

【第5章 削減目標を達成するための施策（緩和策）】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
10	「事業者の取組」の記述がありますが、事業者は利益に直結する「電力や化石燃料の消費量削減」の取組は積極的ですが、利益の見えない見えにくい「従業員教育」には消極的と日々感じる。 行政の事業者への通知指導強化を、当計画に明示、又は個別施策で実施されるよう宜しく願う。	いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
11	表 5-3 施策体系について、発生・排出抑制、再生利用の推進等ではないか。	御意見を踏まえ、表中の表現の修正を実施しました。
12	当該計画（素案）は（第2次計画）であり、2014年作成「山口県地球温暖化対策実行計画」に対して「緩和策」の一層の強化に加えて、気候変動の影響に対する「適応策」を盛り込んだ」としている。 しかし、本文中確認するに「緩和策」でどこを強化したのか、緩和策については第5章に項目明示/列記されているが、どの項目を強化/追加したのか不明確。強化・追加項目が分かるような記述を追加願う。 上記追加明示の計画（素案）で再度意見募集するのが妥当と感じる。	御意見を踏まえ、本文中の表現の修正を実施しました。 なお、内容については、山口県環境審議会や県議会での御意見を踏まえながら決定しています。 本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しており、再意見募集は予定しておりません。

【第6章 気候変動の影響への適応の推進（適応策）】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
13	今回追加と言う「適応策」の章となっている。気候変動の影響は第一次産業・自然生態系等多岐にわたり、それを把握するには日々の調査が重要と感じる。 県行政として主体的積極的継続的な生態系・動植物調査と結果公表を実施する旨当計画に明示するよう宜しく願う。	いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。

【第7章 目指す将来像と推進体制】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
14	図 7-4 計画の推進体制 図示では、県行政組織のみの記述/構成となっているように見受けられる。実際はこのような事が無いよう宜しく願う。	図 7-4 に示す関係機関は、県内の消費者団体、県民活動団体、業界団体、事業者等から構成されていることから、県民や各種団体が参加する体制となっています。
15	「PDCA サイクル」について記述・図示があり、「進捗状況は、毎年度...で公表」の記述あるが、「C(Check)」の頻度が不明。PDCA 1 サイクルの予定を明示願う。	施策の進捗状況や環境の現状等の把握は毎年行っており、山口県環境白書や県のホームページで公表しています。

【計画全般について】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
16	<p>国が行ったゼロカーボン宣言により、脱炭素に向けた動きが活発になろうとしている。今回改定する第2次計画では宣言に対する山口県の対応や、さらに踏み込んだ方向性は示されないのか。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
17	<p>当該計画は国の施策の影響を強く受けるものと感じるが、「国に対して意見する」という点の記述が欠けていると感じる。</p> <p>「県行政として、或いは県行政の参加する組織を通じて、場合によっては県民・県内団体からの意見聞き取り意見募集実施の上、国施策に適宜意見する」と言った内容を追加すべきと考える。</p>	<p>県では、これまでも、必要に応じて「政府要望」や「知事会」などを通じて国に意見しています。</p> <p>なお、いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
18	<p>当該計画（素案）、「山口県地球温暖化対策実行計画（第2次計画）（素案）」という名称となっているが、既に世界的に「地球温暖化」と言う危機感の低いと感じられる呼称は廃れつつあると思う。名称自体を変更しても宜しいのではないか。御検討宜しく願う。</p>	<p>本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律の規定を踏まえて策定しているものであり、名称の変更予定はありません。</p>
19	<p>「第4章」の「第3節 再生可能エネルギーの導入目標」で、「基準年度（過去）」「現状」「目標年度」各々で記載してあるのは過去からの推移と目標年度数値が比較可能で分かりやすくありがたい。計画（案）内に数値指標明示する場合は、「過去実績・基準年実績・目標値」の明示を必須とするよう県行政として対応願う。</p>	<p>いただいた御意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>
20	<p>前述で複数「明示を御願います」「内容を追加すべき」等としている通り、当該計画（案）、記述内容に不足があると感じる。</p> <p>内容再検討の上、計画（案）再作成再度意見募集実施すべきと考える。</p> <p>県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶している。</p> <p>「県民＝主権者」からの「記述不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願う。</p>	<p>記載の内容については、山口県環境審議会や県議会での御意見を踏まえながら決定しています。</p> <p>また、本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しており、再意見募集は予定しておりません。</p> <p>なお、いただいた御意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>
21	<p>年月表記のほとんどが元号西暦併記なのは有り難い。</p> <p>パブリック・コメント/県民意見募集の案については、年月表記を西暦表記又は元号西暦併記に統一するよう県行政を対応願う。</p>	<p>いただいた御意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>
22	<p>各ページの語句解説は有り難い。語句解説を実施する語句と解説内容の再精査実施を宜しく願う。</p> <p>パブリック・コメント/県民意見募集の案については、語句解説掲載を必須とするよう県行政対応願う。</p>	

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
23	各ページの図表記に通し番号がついているのは有り難い。 パブリック・コメント/県民意見募集の案については、図表記に通し番号を付ける事を必須とするよう県行政対応願う。	いただいた御意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。
24	各数値・グラフ表記・図示について、出典が明示されているのは適切と感じる。 パブリック・コメント/県民意見募集の案については、各数値・グラフ表記・図示については出典の明示を必須とするよう県行政対応願う。	

【パブリック・コメントの実施方法等に関するもの】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
25	年末年始も含めた上で、且つ意見募集期間が重なる意見募集計19案件実施(1/3時点)、資料数十ページにもなる案件も含む中で全案件通常と同様の1ヶ月の期間設定は意見募集の体を成していないと感じる。期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求める。前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願う。	本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。 意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。
26	当件についてこの時期(年末年始を含む時期)に意見募集期間を設定した理由を明示願う。	
27	前述、当案件当時期パブリック・コメント/意見募集実施理由への御返答が「県行政の進行/スケジュールの関係」の場合、「この時期の意見募集設定・案件集中」は必須と言う事となる。パブリック・コメント(県民意見募集)を適切に実施する為の恒久的対策の実施(意見募集期間に年末年始を含む場合・案件集中する場合は期間延長必須、等)を御願います。前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願う。	本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。 意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しています。
28	「年末年始含む期間にパブリック・コメント/意見募集案件集中」に関しての前述(期間の年末年始回避、案件集中回避)のような意見を、過去数年、複数回/複数案件、意見募集期間に年末年始を含んでいた各パブリック・コメント/県民意見募集に送付したと記憶している。パブリック・コメント/県民意見募集について県行政として「年末年始含む期間の回避」について何らかの対応(県行政としての検討、県内各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願う。	
29	同様に、「年末年始含む場合の期間延長」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願う。	
30	同様に、「案件集中の回避」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願う。	

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
31	同様に、「募集時期集中時の期間延長」について何らかの対応（各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示願う。	本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。
32	前述各対応が無かった場合は、「(過去のパブリック・コメント/意見募集でも指摘があったにもかかわらず)なぜ県として対応をしなかったのか」関係部署に御確認の上で対応非実施の理由を明示願う。	意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しています。
33	前述対応があった場合、なぜ今回の当パブリック・コメント/県民意見募集で適切な対応（集中回避・集中時期間延長等）が取られていないのか明示願う。	
34	前述御返答内容に関わらず、期限通常通り1ヶ月での意見募集19案件集中では意見提示困難。改めて期限延長を求める。	
35	県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶している。「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願う。	
36	今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願う。	パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告（12月22日の山口新聞「山口県広報」）により広報に努めました。 また、資料は、県庁ホームページに掲載するだけでなく、県庁情報公開センター、各地方県民相談室、各健康福祉センターで文書閲覧により実施しています。
37	今回の意見募集期間重複19件では、新聞広告「山口県からのお知らせ（山口県広報）」（新聞下4・5段広告）に掲載案件・未掲載案件（別途小広告掲載）に分かれたと認識している。県民意見募集の広報手段が分かれた理由を明示願う。	なお、掲載日が分かれた理由は、パブリック・コメントの開始日が異なるなどのためです。
38	各案件について、前述新聞広告で一方の広告を選択した理由を明示願う。	
39	今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集についてや、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事が殆どまたは一部しか掲載されていない理由を明示願う。	
40	前述各意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願う。	意見提出者は3名、意見は42件寄せられたことから、広報については一定の効果があったと考えています。

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
41	パブリック・コメント／県民意見募集の期間が1か月なのに対して、県広報紙発行が2-3か月間隔と言うのは、県の広報手段として不適切な発行期間とを感じる。県広報紙発行頻度の見直しを実施願う。	<p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>

【その他】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
42	資料未確認だが、当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考える。県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願う。	<p>学識経験者、消費者団体、一般公募委員等で構成される山口県環境審議会を通じ、様々な分野で活躍されている皆様から直接御意見をお聞きするとともに、市町等に対する意見照会を実施し、いただいた御意見を反映させています。</p>